

## 道路の不法占用対策に係る専門部会 提言（骨子案）

### 第 1 はじめに

### 第 2 現状

#### 1 不法占用の現状

#### 2 制度の概要

○

### 第 3 不法占用の適正化に向けて

#### 1 広報啓発・行政指導の強化

○ 不法占用対策は、許可を得ずに看板や商品陳列棚を道路区域に設置している者への反復継続した指導が基本

○ 従前から、道路管理者が行政指導により適正化に努めてきたところであるが、マンパワーに限界がある。また、道路管理者のみによる指導では「たちごっこ」になるという弊害もある。

##### (1) 商店街等との連携

○ 商店街、町内会、地域活動を行うボランティア等との協働を図り、不法占用対策に取り組むアクターを拡大することが必要である。

○ 商店街等との協働は一朝一夕にできるものではないところ、平素からの意思疎通が重要である。道路管理者への要望や祭りを始めとした地域イベントに際しての占用許可の相談等の場を通じて不法占用に対する道路管理者の問題意識を伝えるなどの地道な努力が必要である。

○ 不法占用対策に特化した取組を新たに創設しようとする道路管理者及び商店街等の負担が大きいため、屋外広告物対策や自転車駐輪対策等の他の取組の中に道路管理者が入っていき、道路に関する総合的な取組の一つとして不法占用対策を位置付けることも有効である。大阪市における「ゆめまちロード O S A K A」が参考となる。

○ 商店街等に不法占用対策に取り組んでもらう場合、ビラの作成費用等の活動経費が必要となる。この点、地域活性化広告スキームにより街灯へのペナント広告の添加を認め得ると考えられるため、当該スキームの活用を検討すべきである。

##### (2) 本社、フランチャイザー等への指導

○ 名前の知られた企業の店舗やフランチャイズ・チェーンの店舗においても

不法占用の事例がみられるところ、各店舗への個別指導では限界がある。よって、本社、フランチャイザー等に対して事例を示して指導することで法令遵守を求めることが有効である。

- また、ビルのオーナーに働きかけて店子の不法占用を是正させている事例がみられるところ、このような手法も積極的に活用すべきである。

### (3) 電柱管理者等との連携

- 立看板やはり札は、道路附属物たる柵や街灯に添加される場合のほか、占用物件たる電柱、分電盤、公衆電話に添加される場合がある。これらの不法占有物件に対しては電柱管理者等も施設の所有者として撤去等の取組を行っているところ、これらの者との連携を強化することも検討すべきである。この点、福岡市がピンクビラ条例において通信事業者や電気事業者に努力義務を課していることが参考となる。
- また、電柱管理者は電柱の清掃等の業務を電柱広告事業者に委託している場合があるところ、このような事業者との連携の在り方も検討すべきである。

## 2 占有許可基準の弾力化

- 道路上への看板や商品陳列棚の占有については、現在、直轄国道においては一切認めないというスタンスで運用しており、地方道においても同様であると承知している。道路は一般交通の用に供することが本来目的であり、歩道は交通量を勘案して必要な幅員を整備しているものであり、これを占有物件によって狭めるのは妥当ではないと考えられるためである。
- 一方で、古くからある商店街においては、店舗の構造上、ある程度歩道上に商品陳列棚を出さなければ営業が困難な場合や、のぼり旗や看板の掲出が一種のにぎわいの創出となっている場合がある。このようなケースにおいて、一切道路上への物件の設置を認めないことは、不法占有の適正化指導をむしろ困難にするほか、いちごっこを惹起して結果として不法占有状態が続くこととなるおそれがある。
- 路上への物件の設置に係る現在の厳格な運用を見直し、次のような一定の条件を充足する場合には、占有許可を弾力的に行うべきである。
  - ・ 路上にはみ出して設置できる場所（幅）、設置できる物件等について、商店街等が主体となって当該地域におけるルール（以下「地域ルール」という。）を定めていること
  - ・ 占有物件を設置した後で道路構造令に規定する有効幅員が確保されること
  - ・ 地域ルールから逸脱した占有物件その他の不法占有物件の適正化指導を商店街等が主体的に実施すること
  - ・ 店舗の建替等の際し、道路上にはみ出すことなく営業ができる設計となるよう働きかけがなされること（建替等が行われるまでの一時的な措

置であること)

- ・ 災害等により一時的に交通量が増加する可能性がある場合には、速やかに撤去がなされること

### 3 占用料の政策減免

- 現在、直轄国道においては突出看板について占用料を30%減額しているが、面積ごとに減額幅の差を設けておらず、占用面積(突出看板の表示面積)を小さくするというインセンティブの付与には至っていない。よって、突出看板の縮減に資するような政策減免の在り方を検討すべきである。
- さらに、突出看板から占用料を徴収することよりも許可手続を経ることで落下のおそれのない頑丈な物件とする観点からは、小規模な突出看板に対する占用料の免除も検討課題となる。ただし、他の占用物件との整合性をどのようにとるかを慎重に検討すべきである。

### 4 新たな制度の検討

- 不法占用対策の基本は粘り強い指導であるが、指導に従わない場合の対処方策を備えてこそ実績が上がるものとも考えられる。現在、不法占用に対する最終的な対処方策は行政代執行が位置付けられているところ、要件が厳格であり、かつ、執行に時間がかかることから、より実効的な制度の創設を求める声がある。
- 上述のような占用許可基準の弾力化を行う場合、ルールを守らない占用主体に対する厳格な対処手段を担保しないと、路上への物件の設置が野放図に広がり、結果として不法占用を誘引することとなりかねない。

#### (1) 簡易除却制度

- 屋外広告物法においては、行政代執行による広告物の撤去手続に加え、相手方に撤去義務を課することなく一定の広告物を撤去することができる簡易除却制度が創設され、多数の撤去実績を上げている。
- 簡易除却制度は、看板、三角コーン、灰皿等の道路上の不法占用物件のうち容易に移動できる物件への対処方策として有効であると考えられ、導入に向けた検討を進めるべきである。
- また、屋外広告物法に基づく簡易除却権限を第三者に委任することでボランティアと連携した違法広告物対策が行われているところ、不法占用対策のための簡易除却制度についても同様の活用が期待される。この際、簡易除却も公権力の行使であることを念頭に、委任への研修の実施等の配慮が必要である。

#### (2) 行政代執行要件の明確化

- 屋外広告物法においては簡易除却制度のほか、行政代執行の要件の明確化も行われている。当該制度についても、許可基準に適合しない突出看板に対

する最終的な対処方策として有効な場合があると考えられ、簡易除却制度と併せて導入に向けた検討を進めるべきである。

#### 第4 おわりに

#### 第5 資料